

由布市道路台帳管理システム構築業務委託に係るプロポーザル参加事業者の公募について

由布市道路台帳管理システム構築業務委託に係るプロポーザル参加事業者を、次のとおり公募します。

平成29年 6月12日

由布市長 首藤 奉文



1. 事業目的

由布市は、平成17年10月1日に大分郡3町(挾間町・庄内町・湯布院町)が合併し、市制を施行して発足した。

由布市道路台帳は、合併前の各町の仕様により作成されており、道路台帳図は、単路線図形式で新設・改良・廃止時にマイラー原図の作成・修正を実施し、道路調書は、測量成果により電算情報を更新している。図面と調書は個別に調整されているため、調書データ入力時の数値不整合を発見し難く、道路台帳の管理業務が煩雑になっている。また、道路台帳図はマイラー原図であることから保管場所の確保も苦慮している。また、合併後の市域全体を包括する道路網図が作成されておらず、日常業務に支障を来している状態である。

併せて、平成26年度に道路法が改正され、道路橋・トンネル・大型カルバート・道路標識・道路照明等の道路構造物に関して、5年に1度の点検が義務化された。由布市においても点検を実施し報告書を管理しているが、報告書の量が膨大で、データベース化されていないため、情報の共有がし難いこと、点検記録の整理に多くの労力が必要なことなど業務に支障が出ている状態である。

本業務は、上記の現状課題を解決するため、一元管理可能なシステムを構築することにより道路管理業務の効率化を図ることを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 業務名 : 平成29年度 由布市道路台帳管理システム構築業務委託
- (2) 業務内容 : 別紙、特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 : 平成30年2月28日(金) (平成30年4月1日からシステム稼働)

3. 参加資格

参加企業(単独企業又は複数の企業により構成されるグループをいう。)で、本事業を実施することができるものとする。複数の企業により構成されるグループについては、構成する企業(以下「構成企業」という。)のうちから代表企業を定めるものとし、代表企業が応募及び契約を含めた事業に必要な諸手続を行うこととする。また、参加企業は、次に掲げる資格及び実績を有するものとする。

- (1) 参加企業はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 参加企業又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 次に掲げる団体でないこと。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体
 - 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体
- (5) 他の参加企業の構成企業でないこと。
- (6) 由布市に競争入札等参加資格登録を行っている事業者であること。
- (7) 国又は地方公共団体の発注による同種・類似業務の受託実績を有する者であること。（同種業務：道路台帳と道路施設（橋梁、トンネル、道路標識・照明）情報を一体で管理できるシステムの構築実績、類似業務：道路台帳管理システムの構築実績）

4. 参加資格の審査

- (1) プロポーザルへの参加を表明しようとする者（以下「提出者」という。）は、参加表明書（様式第1号）を提出し、参加資格の審査を受けなければならない
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない
- (3) 参加資格の審査結果通知は、平成29年 6月23日（金）頃までに通知する
参加決定の提出者には本業務委託仕様書説明会の案内状を送付し、参加資格がないと認められた者には、その旨を別途文書にて通知する

5. 手続き

- (1) 担当課
〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地（新館2階）
由布市建設課
電話番号：097-582-1111（内線 2214）
- (2) 仕様書等の交付期間および交付場所
交付期間：平成29年6月12日（月）から平成29年6月21日（水）17時まで
平日9時から17時まで（土日、祝日等の休日は交付しない）
交付場所：由布市建設課

(3) 参加表明書の提出(様式第1号)

提出期限：平成29年 6月21日 (水)17時まで(必着)

提出場所：由布市建設課

提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る)による

提出部数：1部

6. その他

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする
- (2) 提出された書類は返却しない
- (3) 提出された書類は提出者に無断で使用しない
- (4) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない
- (5) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない